

(10) 加盟団体規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の加盟団体に関し必要な事項を定める。

(各種の連盟)

第2条 本地域協会は、北信越地域におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定の 카테고리におけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体とする。

- (1) 北信越社会人連盟
- (2) 北信越自治体サッカー連盟
- (3) 北信越大学サッカー連盟
- (4) 北信越高等専門学校サッカー連盟
- (5) 北信越クラブユースサッカー連盟
- (6) 北信越シニアサッカー連盟
- (7) 北信越フットサル連盟

2 前項各号の連盟は、規則を本地域協会に届け出なければならない。

(新たな各種の連盟の認定)

第3条 本地域協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、前条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。

- (1) 北信越地域サッカー界における特定の 카테고리における唯一の統括団体であること。
- (2) 独立性が担保されていること。
- (3) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること。
- (4) 所属するチーム及び選手が本地域協会に登録していること。
- (5) 各種の規則及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること。
- (6) 地域的規模の大会を定期的に主催すること。
- (7) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること。
- (8) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること。
- (9) 当該団体が実施する大会において施設基準規則を含めた大会実施要項が整備されていること。
- (10) 当該団体に加盟するチームが北信越地域を構成する各県に存在すること（但し、国際サッカー連盟（F I F A）が、サッカー競技の一形態として一定の 카테고리を形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない）。

- 2 理事会は、前条に定める各種の連盟として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。
- 3 社員総会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する社員を除く社員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(改 廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 足)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

第6条 この規則は2023年4月1日から施行する。